

(平成23年9月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を2万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月1日から38年6月1日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が前後の期間よりも低いことが判明した。当時はA職の仕事が多く、毎年給料が上がっていた時期であり、大幅に給料が下がることは考えられないので、前後の金額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額は昭和37年10月1日の定時決定において従前の2万2,000円から1万6,000円に3等級減額され、38年6月1日の随時改定において3万3,000円に8等級増額されている。これについて申立人は、「仕事が変わったことはなく、給料は毎年上がったことをはっきり記憶しており、会社の経営状態も良かったと思う。」と供述しているところ、申立人と同じA職の業務に従事していたと供述する複数の同僚も、「申立人はB社に勤務していた間、A職としてずっと同じ仕事に従事していた。」と供述している上、当該同僚の申立期間前後の標準報酬月額は減額されておらず、1等級又は3等級の範囲で増額されている。

また、オンライン記録によると、申立期間にB社において被保険者資格を有していた101人のうち、申立期間前後2年間に標準報酬月額が2等級以上減額された者は申立人を含め5人いるが、申立人を除く4人はいずれも減額前の標準報酬月額がそれ以前の額より4等級以上増額されており、減額後の

標準報酬月額が増額前の標準報酬月額よりも高くなっていることが確認できる。当該4人に照会したところ、回答が得られた3人が供述する当時の職種は、それぞれ「C職」、「D職」、「E職」であり、いずれも申立人とは異なる上、このうち二人は、いずれも「一時期、仕事量が増えて残業手当の分が多くなったのではないかと思う。給与自体が大幅に増減することはなかった。」と供述している一方で、申立人及び同職種の同僚から、当時、A職について残業手当が支給されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人が提出した昭和41年1月分から42年8月分までの給与明細書によると、固定的給与は41年1月から4万2,500円（基本給3万1,200円）、同年4月から5万2,500円（基本給3万2,500円）、42年4月から5万7,500円（基本給3万3,800円）と推移しており、これらの昇給幅から逆算すると、申立期間における固定的給与は標準報酬月額を上回っていたものと考えられる。

これらのことから、申立人は、申立期間において、2万6,000円前後の報酬月額であったことが推認できる。

加えて、B社に照会したところ、「現在の基準で考えると、申立人のように標準報酬月額が3等級下がることは通常あり得ない。」との回答を得ている上、上記明細書によると、報酬額に見合った厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（2万6,000円）に基づき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から5年4月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間の厚生年金保険の記録について年金事務所に照会したところ、申立期間の標準報酬月額が遡及訂正されていることが分かった。

当時は、社会保険関係事務に関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成6年1月31日の後の同年2月1日付けで、53万円から9万8,000円に、遡及して訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の従業員のうち、申立人を含む18人の標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成6年2月1日付けで、遡及して訂正処理されていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるものの、当該訂正処理が行われた時点においては、既に取締役を辞任しており、平成5年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している上、同社の代表者及び元従業員は、「申立人は、出版関係を担当していたので、厚生年金保険関係の事務に携わっていなかった。」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業

主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年5月1日から同年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を1万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月10日から同年8月1日まで

年金記録確認A地方第三者委員会事務室より、私と同じ事業所に勤務していた人の「年金記録確認申立て」について協力依頼があり、私は当時の賃金支払明細票を保管していたので協力した。

賃金支払明細票が返戻された際、私の記録も訂正となる可能性があるとの連絡を受けた。同明細票により、標準報酬月額1万8,000円に見合う保険料が控除されていたにもかかわらず、標準報酬月額が1万6,000円とされていることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和40年5月1日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した「賃金支払明細票」

において確認できる厚生年金保険料控除額から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和40年4月10日から同年5月1日までの期間については、前述の「賃金支払明細票」によると、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料控除額及び給与支給額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 8 月 30 日から 27 年 6 月 1 日まで
② 昭和 27 年 7 月 21 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について申立事業所の厚生年金保険被保険者であったことを確認できない旨の回答を得た。

昭和 24 年 4 月から退職するまで、A社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 24 年 4 月から 27 年 8 月まで継続してA社に勤務していたと申し立てているところ、オンライン記録によれば、24 年 4 月 4 日から同年 8 月 30 日まではB社C事業所、27 年 7 月 21 日から同年 9 月 1 日まではA社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることから、同社に照会したところ、「B社を吸収合併（昭和 25 年 7 月）した後の被保険者台帳は保管しているが、それ以前の台帳は確認できず、他の資料も無い。」との回答を得ている上、当該台帳に記載された申立人の厚生年金保険被保険者資格得喪日は年金事務所の記録と合致しており、申立人の申立期間における勤務状況及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立期間当時、申立人と同様にB社及びA社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 15 人に照会したところ、回答が得られた 8 人は、いずれも申立人のことは知らないと供述している。

さらに、申立人が名前を挙げた上司二人は、いずれも申立人より後にB社において初めて被保険者資格を取得しており、A社に入社したとする申立人の供述とは符合しない上、申立人が同社と一緒に勤務していたとする当該上司及び

同僚9人のうち8人は、いずれも既に死亡又は所在不明であり、所在が判明した一人からも回答が得られないほか、B社C事業所における資格取得日が申立人と同じ被保険者22人、及びA社における資格取得日が申立人と同じ被保険者9人についても、死亡又は所在不明であり、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月から 45 年 3 月まで

昭和 41 年から 45 年までのうち、冬の 6 か月間を 3 年間、A 市 B 地区にある C 社の工場に勤務し、厚生年金保険料が控除されていた。

同じ C 社でも、D 工場では厚生年金保険に加入しているのに、B 地区の工場で加入していないのはおかしいので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の C 社における雇用保険の被保険者記録が確認できないほか、同社に照会したところ、「申立期間当時の厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届の控えの一覧を保管しているが、該当は無い。季節雇用の従業員には厚生年金保険を掛けていなかったのではないか。」との回答を得たほか、E 健康保険組合も、「申立期間に係る健康保険加入記録に該当者は無い。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務状況及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、申立人が当該事業所において同僚であったと供述する者については、姓のみを挙げているため該当する者を特定することができず、同姓の者についても死亡又は所在不明で、当時の状況を確認することができないほか、申立期間に短期間の厚生年金保険の被保険者記録が複数有る者に照会したところ、「季節雇用の従業員は 200 人や 300 人はいたと思う。」との回答が得られた一方で、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、申立期間当時、被保険者期間が短期間である者は 29 人に過ぎないことが確認できる。

さらに、当該事業所に当初は季節工として勤務していたと供述する者につい

では、当該事業所が保管する従業員台帳及びオンライン記録によると、季節工から臨時員に採用された時点で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるほか、「厚生年金保険の被保険者期間と勤務期間は一致している。」と供述する他の者も、「臨時社員として採用された。」と供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 6 日から 38 年 10 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間につき脱退手当金が支給済みであるとの回答を得た。
しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を昭和 38 年 10 月 1 日に退職したが、脱退手当金を請求したこと、及び受領したことは無いと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の氏名は、同社を退職した約 1 年 7 か月後の昭和 40 年 5 月 18 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年 5 月 25 日に支給決定されていることを踏まえると、当該氏名変更は、脱退手当金の請求に併せて行われたものとするのが自然である。

また、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、事務処理上も不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管

理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。